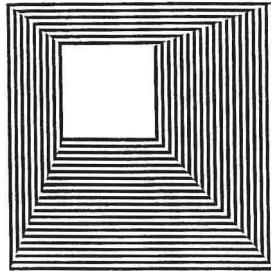


収益性分析

染谷 恭次郎・小川 刃 責任編集



同文館

〈責任編集者紹介〉

そめ や きょう じ ろう
染 谷 恭 次 郎 早稲田大学教授

* がわ きよし
小 川 洑 早稲田大学教授

《検印省略》

昭和54年6月5日 初版発行

略称—収益分析

収 益 性 分 析

責任編集者 ④染 谷 恭 次 郎
発行者 小 川 洑
中 島 朝 彦

発行所 同文館出版株式会社
東京都千代田区神田神保町 1-41 TEL101
電話(東京)294-1801~6 振替東京0-42985

Printed in Japan 1979

印刷: KMS

製本: KMS

はしがき

企業の内容は分析し批判するいわゆる経営分析の重要性は、近年とくに増加し、またそれに対する一般の関心も高まってきている。しかしその技法やそれを支える理論構造の内容には未解決の問題も多く、また一般にも経営分析の正しい理解や利用法が十分普及していないうらみがある。

本経営分析シリーズはこのような状況のなかにあって、上記問題の解明に役立つことを目的として編集されたものである。

本シリーズの内容は、つぎの4つの部分から成り立っている。

第1巻 経営分析総論

第2巻 収益性分析

第3巻 生産性分析

第4巻 安定性分析

まず「第1巻の経営分析総論」では経営分析の基本的諸概念および経営分析を実施するにあたって不可欠な会計情報の性質と内容、とくに財務諸表についての説明をくわえ、また各種の経営分析の技法について一般的かつ総括的な論述をおこなったものである。

つぎに「第2巻 収益性分析」においては企業収益性の分析をまず総括的にとりあげ、かつこれを個別企業の場合と企業集団（連結）の場合に分けてその基本思考およびそれを基礎とした分析技法について論述し、さらに個別的な問題として、プロジェクト別および部門別の分析をとりあげている。経営分析といっても、その分析にあたって必ずしも事後的な数値や情報のみをとりあつかうとはかぎらない。むしろ事前の数値や情報を積極的活用してこそ経営分析の本来の目的を達成することができる。本章はこの基本的問題意識のもとで収益性の分析を体系化し、その技法を展開している。いずれにしても、これらの分析結果は適切な報告システムの確立なしには有効な利用は不可能である。本章の最後に報告システムについて項を設けた理由はここにある。以上で明らかな

ようすに、ここでとりあげる収益性の分析は前半の総括的部分は主として企業外部者のための分析にとって有用であり後半の個別的部分は企業内部者にとっての有用なものとなろう。

本分析シリーズは、このほか企業の生産性および安定性の分析についてもそれぞれの巻において理論的な解説と技法の展開を行っている。したがって経営分析の内容をさらに深く追究しようとする諸者諸氏は、これらの巻についても検討批判して頂ければ幸いである。

本シリーズの刊行にあたってご執筆いただいた先生方をふくめ多くの人びとのお世話になったが、とくに同文館出版株式会社の中島朝彦氏、および松元司氏以下出版部の方々には大へんな御尽力をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

昭和54年4月

染谷恭次郎
小川冽

目 次

第1章 収益性分析の意義と視点	3
第1節 企業の経営活動	3
第2節 利益の性質と損益計算書	5
1. 利益の二つの性質	5
2. 損益計算書の機能	6
第3節 収益性分析の視点	9
1. 利益の社会的役割と分析の視点	9
2. 分析の単位としてのエンティティ	10
第4節 本書の構成と特色	11
第2章 個別企業の収益性分析	15
第1節 個別企業の収益性分析の意義	15
1. 個別企業の収益性分析の意味	15
2. 利益管理と収益性の分析	16
第2節 資本利益率の分析	21
1. 資本利益率の種類	21
2. 自己資本利益率と財務レバリッジ効果	27
3. 資本利益率の分解	30
4. 資本利益率の増減分析	31
5. 資本利益率のすう勢分析	32
第3節 資本利益率の構成要素の分析	33
1. 損益計算書の垂直分析	33
2. 売上利益率の分析	34
3. 比較損益計算書と百分率損益計算書	37
4. 損益計算書の水平分析	39

5. 資本回転率の分析・40	
第4節 利益計画とCVP分析.....	43
1. CVP分析の意義・43	
2. 売上高・費用・利益の関係・44	
3. 限界利益・47	
4. 売上高・費用・利益関係の分析・49	
5. 利益計画とCVP分析・54	
第5節 利益増減分析と予算差異分析.....	58
1. 利益増減分析の意義・58	
2. 売上高の増減分析・59	
3. 売上原価の増減分析・61	
4. 売上総利益の増減分析・62	
5. 製造原価の差異分析・63	
6. 販売費および一般管理費の差異分析・66	
7. 純利益の差異分析・67	
8. 販売製品の構成の分析・68	
9. CVP分析と利益増減分析・71	
第5章 企業集団の収益性分析.....	73
第1節 企業集団の収益性分析の意義.....	73
1. 企業の集団化・73	
2. 個別数値の限界・75	
第2節 連結財務諸表分析の基礎.....	77
1. 連結財務諸表制度・77	
2. 連結財務諸表の仕組・78	
3. 連結財務諸表分析の前提・85	
第3節 連結財務諸表分析の展開.....	90
1. 連結数値による分析・90	
2. 連結・個別比較分析・95	
3. わが国連結財務諸表分析の留意点・102	
第4節 企業集団の利益計画と業績評価.....	105
1. 企業集団の利益計画・105	
2. 企業集団の業績評価・109	

第4章 プロジェクト別の収益性分析—————113**第1節 プロジェクト概念..... 113**

1. 内部分析としてのプロジェクト別収益性分析・113
2. 個別計画と期間計画・114
3. 基本計画と業務個別計画・115

第2節 差額原価分析..... 117

1. 問題解決のプロセス・117
2. 未来差額原価概念・119
3. 差額原価分析の例解・121

第3節 キャッシュ・フロー分析..... 131

1. 投資問題の構造・131
2. 割引キャッシュ・フロー・132
3. 関連要素の予測・137
4. 投資案の採択基準・140
5. 確実性下の単一投資決定問題の例解・145
6. 不確実性下の投資問題と複数投資問題・148

第5章 部門別の収益性分析—————155**第1節 部門別収益性分析の意義・目的..... 155**

1. 部門別収益性分析の意義・155
2. 部門別収益性分析の目的・158

第2節 製品別・市場別利益計画..... 160

1. 売上品構成の分析・160
2. 営業部門の放棄または付加・162
3. 製品別および市場別の短期予算・165

第3節 利益責任単位の業績評価..... 168

1. 利益責任と部門別損益計算書・168
2. 事業部長の業績測定・171
3. 事業部資本利益率の分析・175

第4節 部門別収益性分析に関する補論..... 180

1. 事業部資本利益率に関する補論・180

2. 利益中心点と投資中心点	183
3. 事業部業績評価を中心とした部門別収益性分析の課題	185
第6章 収益性の内部報告システム	187
第1節 収益性分析と内部報告	187
第2節 報告書の種類と収益性の内部報告	189
第3節 業績評価のための収益性の報告	191
1. 貢献利益 (contribution margin ; 貢献差益) の測定と報告	191
2. 投資効率の分析と報告	195
3. 利益計画資料の報告	197
4. 事業部における収益性報告	199
第4節 予算報告書における収益性の内部報告	201
1. 予算編成結果の伝達	202
2. 予算差異分析の報告	205
第5節 内部収益性報告の基本的要請	211
1. 目的適合性 (relevance)	212
2. 適時性 (timeliness)	216
3. 簡潔性 (simplicity), 理解しやすさ (understandability)	217
4. 正確性 (accuracy), 真実性 (truth)	219
5. 人間行動への配慮	220
索引	223

收 益 性 分 析

第1章 収益性分析の意義と視点

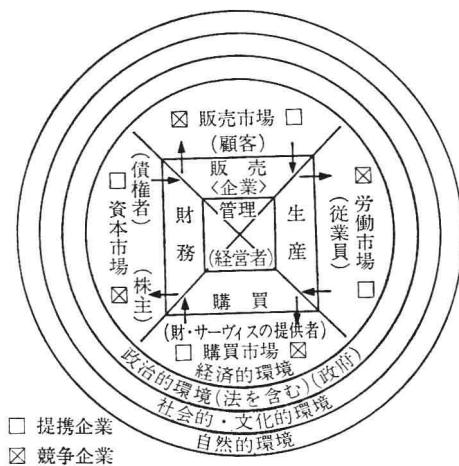
第1節 企業の経営活動

本書は、企業の収益性分析を主題とするが、はじめに、経営分析の対象である企業の経営活動について明らかにする。

企業は、目標追求的、適応的な組織体であり、社会システム論に従えば、それがわれわれの社会にとって有用なものとして存続するためには、(1)適応、(2)目標充足、(3)統合、(4)潜在的なパターンの維持という四つの機能を果たさなければならない。この四つの機能との関連で、企業の経営活動を明らかにしたものが、第1・1図企業システムである。

企業は、分業の原理に従い、われわれの社会生活にとって必要な経済財をつくりだしたり、また経済的用役を提供することを、社会から委託されている。このような社会の期待あるいは委託に応えるために、企業は、われわれの経済的欲求を満足させるような財あるいは用役の生産活動を営むのである。これが企業の基本的な目標充足活動である。

これに対し、適応という機能は、目標の充足のための準備的な活動を意味し、具体的・個別的には、一定の生産活動を可能ならしめる購買活動がこれにあたる。また、一般的な準備活動としては、



第1・1図 企業システム

4 第1章 収益性分析の意義と視点

購買活動も含めた広い意味での生産活動を可能ならしめる、資本調達活動すなわち財務活動がある。さらに、組織化（組織の変更も含む）、特定の権利の取得、および研究開発という活動は、直接的な生産活動を有効に推進させるための補助的活動であり、これらも適応の機能に属する。

以上、識別した財務、購買、生産、販売という諸活動、さらには補助的活動が有効かつ調和的に遂行されるよう、これらの諸活動は統合されなければならない。これは、企業の諸活動を計画し、統制する管理活動であり、企業全体としての目標の達成は管理活動の成否にかかっている、といつても過言ではない。

企業の経営活動は、基本的には、第1・1図に示したように、資本市場、購買市場、労働市場、および販売市場からなる経済的環境のなかで遂行されるのであるが、経済社会の高度化・複雑化に伴い、法を含む政治的環境に適応することが要請されるにいたった。アメリカの経済開発委員会は、つぎのように述べている⁽¹⁾。

「競争的市場は、長い期間にわたって経済的資源を社会の必要に応じて配分するための効率的な方法であることが立証されてきたのであって、今日でも、企業と公的利害を調和させる主要な手段であることには変わりない。しかし、競争の条件を改善し規制するために、政府による介入が必要であると考えられるようになった。また、政府は、政治過程を通じて決定される主要な公共目的が市場の通常の機能では達成され得ない場合、その目的に向けて経済活動を指導するために介入するようにもなった」

前記委員会も指摘しているように、企業は資本、労働、顧客など企業の経営活動に不可欠な基礎的要素を社会そのものに依存しており、また、企業の存立は社会の理解と協力にかかっているのである⁽²⁾。したがって、企業の長期的・安定的な存立のためには、企業はそれをとりまく社会的・文化的環境に単に消極的に適応するだけでなく、その改善に積極的に取り組まなければならない。

(1) 経済開発委員会（C E D）著、経済同友会編訳『企業の社会的責任』鹿島出版会、昭和47年、35ページ。

(2) 同書、36ページ。

また、企業の存立は、自然的環境を超えてはあり得ないのである。したがって、企業は、われわれ人間が生きていくうえで、できるだけ良好な自然的環境を維持するよう努力しなければならない。

企業は、このような諸環境に、広い意味で、適応しながら、われわれ社会の必要とする財あるいは用役の生産という基本的な目標を達成する。この目標を達成するために必要なすべての経営活動は、会計的には、成果と努力の対応という形で、損益計算書に反映される。経営活動の成果は収益として、それを生みだす努力は費用として表わされるが、収益も費用も、ともに、経営活動に対する社会的評価の結果であるから、その差額としての利益は、企業の経営活動に対する社会のプラスのサンクションであり、企業の存立に対する社会の支持を表わしている。逆に、損失は、企業の経営活動に対する社会のマイナスのサンクションであり、企業の存立に対する社会の不支持を表わしている。

第2節 利益の性質と損益計算書

1. 利益の二つの性質

期間利益は、期間収益と期間費用の差額として計算されるが、かねて森田哲彌教授が指摘されたように、尺度性と分配可能性という二つの性質が認められる⁽³⁾。

森田教授に従えば、期間利益についての第1の性質は、期間利益をもってその期の営業活動の良否を判断しようとするもの、すなわち営業活動の良否判断の尺度として期間利益を考える考え方から導かれるものであり、期間利益が何等かの意味でその期の営業活動の良否判断の尺度として役立つという機能を尺度機能と呼び、また期間利益がこのような機能を果たしうるという性質は期間利益の尺度性とよばれる⁽⁴⁾。

(3) 森田哲彌稿「期間利益の分配可能性と尺度性—実体資本維持説の利益概念を中心として—」『一橋大学研究年報・商学研究4』昭和35年。

(4) 同稿、228ページ。

6 第1章 収益性分析の意義と視点

第2の分配可能性は、資本維持の観点から導かれる性質であり、期間利益は期末資本在高のうち、維持すべき資本を超える部分と規定され、したがって、期間利益はそれを分配しても維持すべき資本は侵害されないという性質をもつことになる^[5]。期間利益のこのような性質が分配可能性とよばれるものであるが、この性質は、必ずしも期間利益に限らず、それに過去からの留保利益を加えたり、または繰越欠損金を差引いた期末における時点的利益についても認めることができる。

2. 損益計算書の機能

企業の経営活動は損益計算書に反映されるが、一口に損益計算書といつても、その機能に関しては、基本的に二つの類型があり、その類型は、前述の利益の二つの性質と深くかかわっている。

利益の尺度性に着目し、利益をもって経営成績の指標とみなす立場にたてば、損益計算書に一定期間における経営成績の表示という機能が期待される。当期業績主義とよばれる損益計算書にはこうした機能が期待されている。

利益を分配可能なものとみる立場にたてば、損益計算書に、分配可能利益額の表示という機能が期待される。包括主義とよばれる損益計算書には、主としてこの機能が期待されている。

(1) 当期業績主義の損益計算書

昭和49年8月に「企業会計原則」は修正されたが、それ以前の「旧企業会計原則」は、「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会计期間に発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、当期純利益を表示しなければならない」と述べ、損益計算書について、企業の一定期間における経営成績を明らかにする、という機能を期待していた。すなわち、「旧企業会計原則」は、正常な経営成績を成果と努力をできるだけ因果関係的に対応させる手続によって示すため、臨時損益や前期損益修正のように分配可能利

(5) 同稿、228—29ページ。

益の大きさに影響を及ぼすが、非経常的・非反復的であり、当期の経営成績と関係のない項目を、損益計算書からはずし、利益剰余金計算書へ移していた。換言すれば、損益計算書において経営成績の指標としての利益（「情報」的利益）を計算し、さらに利益剰余金計算書において分配可能なものとしての利益（「即物」的利益）を計算することにしていたのである。

このように、当期業績主義とよばれる損益計算書が、臨時損益とか前期損益修正などの、いわゆる期間外損益を含めないのは、それらが、当期の経営成績に関係がないという理由だけでなく、将来において反復的に生ずるものではないという理由からである。損益計算書に示された利益の大きさから、企業の将来の収益力を予測する際に、もし、非経常的・非反復的な要素が入っていると、直線的な予測が困難となるから、それらを除くのであり、これは将来の収益性の分析にあたり、重要な考慮である。

なお、損益計算書をもって、企業の一定期間における経営成績あるいは利益創出の過程を明らかにするという機能をより完全に果たさせようとするのであれば、収益も費用もともに発生主義により認識・測定しなければならないであろう。

(2) 包括主義の損益計算書

利益についての第2の性質、すなわち利益の分配可能性を強調する損益計算書がある。これはふつう包括主義とよばれる損益計算書であり、経常的であるか非経常的であるかを問わず、また当期の経営活動に関係があるかないかを問わず、最終的に分配可能な利益の大きさに影響を及ぼすものであり、当期に実現したと認識される損益であれば、すべて計上するのである。この包括主義は(1)収益性の測定は、非経常的な損益も含めて、数期間の利益の平均的なものによるほうがよいという考え方、(2)当期業績主義による場合、損益計算書に記載すべき項目と利益剰余金計算書に記載すべき項目を分別しなければならず、その際に恣意性が介入する余地があるという考え方、さらには、(3)専門家でない財務諸表の読者は、損益計算書に計上される項目と利益剰余金計算書に計上される項目の関係が十分に理解できないという考えなどに立脚している。

包括主義の損益計算書は、このように、利益の性質について、当期業績主義とは重点のおき方が違うのであるが、このことは、包括主義の損益計算書が当期の業績表示を全く考慮しないということを意味するものではなく、また、少なくとも期間利益を計算するという点では当期業績主義の損益計算書とも共通性はある。

(3) 包括主義的な損益計算書

利益の性質について、分配可能性を極端に強調すれば、利益は期間的な性質を消失し、時点的な性質を帯びる。すなわち、利益はある時点において分配しうるものの大さきという意味になる。たとえば、商法上の「利益」は、まさにこうした意味のものであり、商法上の「利益」に関する規定は、基本的には、利益の配当限度額を定めた第290条があるのみである。この限度額とは、一定の時点において会社の資本を損うことなく、したがって債権者の権利を侵すことなく、株主に対して配当しうる金額を明らかにしたものであり、これは必ずしも損益計算書によらなくても計算しうるのである。

商法は、制定以来、その財務諸表の体系に損益計算書を含めているが、昭和38年に商法計算書類規則が制定されるまで、商法には損益計算書の内容および形式に関する規定はなかったのである。もし商法上の「利益」を損益計算書によって計算するとすれば、商法は分配可能利益の大さきに重点をおいているのであるから、当期業績主義の損益計算書よりも包括主義の損益計算書を採用することになる。商法計算書類規則に規定された損益計算書がひとつの包括主義的な損益計算書となったのはこのためである。

昭和49年4月に商法が改正されたのを契機として、「企業会計原則」は、商法の計算規定の解釈指針としての機能を果たすことになり、従来の当期業績主義の損益計算書を断念し、「損益および利益剰余金結合計算書」の性格をもつ包括主義的な損益計算書を採用することとなった。

これらの包括主義的な損益計算書は、単に一定期間における企業の経営成績を表示する機能のみならず、期末における分配可能利益の大さきを表示する機能をも備えているのであり、この意味では多目的ないし複合的な損益計算書で